

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	坂田
日 時	平成26年6月17日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 32 分
出席委員	立花 眞継 苗村 酒井 井上 藤本 西口 竹田		
理事者 出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 佐々木病院総務課長 小笹医事課長 小川健康福祉部長 玉記健康福祉部保健・長寿担当部長 小栗高齢福祉課長 山内介護保険係長 中川環境市民部長 西田環境市民部市民生活・保険医療担当部長 吉村環境政策課長 西田環境政策課副課長		
事務局	阿久根副課長、坂田		
傍聴者	市民 1名(手話通訳1名)	報道関係者 1名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

- 1 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 請願審査
受理番号4 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願

<休憩 10:03～10:23>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明]

<藤本委員>

国の制度確立が重要で、意見書の提出が必要である。

<酒井委員>

請願者の趣旨説明のとおり。

[紹介議員質疑]

なし

[自由討議][討論]

なし

[採決]

受理番号4 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願

挙手 全員 採択

～10:25

- 4 議案審査

[理事者入室] 市立病院

<病院事業管理者>

あいさつ

(1) 第 2 号議案 平成 2 6 年度亀岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

(2) 第 1 2 号議案 和解に係る損害賠償額の決定について

< 管理部長 >

資料に基づき説明

~ 1 0 : 4 0

[質疑]

< 苗村委員 >

事故当日にアラームが鳴っていたのかどうか、同じような状況で確認できないのか。

< 管理部長 >

実際に同じような状況を作り現場検証をしたが、別の病室でアラームは聞こえなかった。アラームが鳴っていたか鳴っていなかったかどうかは、モニターの記憶媒体が 3 日で更新されるため、データが残っていない。看護師も一年前のことであり記憶していない。現在はスタッフステーションからあまり離れず、アラームが聞こえる範囲に 1 人待機するようにしている。

< 苗村委員 >

看護師の体制だけでなく、機械の改善や改良はどうか。

< 管理部長 >

当面の対応として、集中治療室に患者がいる場合、アラームが聞こえる範囲に 1 人待機する。設備的にはアラームが鳴った場合に P H S と連動するシステムを年度内に導入するよう検討している。金額が多額になる場合は、補正予算が必要になる。

< 苗村委員 >

看護師も緊急で何があるか分からないので、感知できるシステムが必要である。

< 井上委員 >

アラームと連動するシステムが、そんなに多額になるとは思えない。アラームが鳴れば表示で確認ができないか。

< 病院総務課長 >

様々なシステムはあるが、P H S は昔の携帯電話の形をしており、画面が小さくあまり表示できない。スマートホンタイプやタブレットタイプもあるが、予算が伴うため、最良な方法を検討したい。

< 藤本委員 >

今後の安全遵守と対応について、重症の患者がいる場合はスタッフステーションに必ず誰かが常駐するべきではないか。

< 管理部長 >

常に集中治療室に重篤な患者がいるならば、抜本的な対応が必要だが、当院ではそのような状況があまりなく、重篤な患者がいる場合はアラームが聞こえる範囲に 1 人待機する。

< 眞継副委員長 >

保険について、保険料と補償内容はどのようなものか。

< 病院総務課長 >

京都府医師賠償責任保険で 1 年更新。補償内容は、医療上事故で対人 2 億円、年間上限が 6 億円。建物設備事故は対人 2 億円、大事故の場合は 4 0 億円。平成 2 6 年度の保険料は 2 7 6 万 6 , 2 2 0 円。保険料は年々変動しており、2 7 年度は上がる可能性がある。

[理事者退室]

[理事者入室] 健康福祉部

< 健康福祉部長 >

あいさつ・概要説明

(3) 第 1 号議案 平成 26 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 1 号)

< 地域福祉課長、高齢福祉課長 >

資料に基づき説明

[質疑]

< 眞継副委員長 >

介護基盤緊急整備等特別対策事業について、具体的にエリアは決定しているのか。

< 高齢福祉課長 >

亀岡地区と中部地区を予定している。

< 眞継副委員長 >

長寿社会づくりソフト事業は 3 / 4 が人件費であるが、事業の内容は。

< 高齢福祉課長 >

超高齢化社会ということで高齢者を地域で支えるシステムづくりが必要である。その一つとして、ボランティア活動の理解と関心を高める講座等を開催する。この講座をきっかけに、社会福祉協議会が実施するくらしのサポートサービスの登録や地域ボランティアのリーダーとしての活動、またヘルパーの資格を取得して活躍いただくなどにつなげたい。

< 健康福祉部長 >

現在、ホームヘルパーは人材不足である。生活支援の担い手となるボランティア等に対し、ヘルパー 3 級程度の講座を開催することにより、ヘルパーを増やしたい。将来的な人的育成のソフト事業である。

< 眞継副委員長 >

ボランティアの育成と説明があったので幅広く感じた。明確な事業立てになるように工夫を願う。

< 苗村委員 >

介護基盤緊急整備等特別対策事業について、第 5 期介護保険事業計画の施設整備状況は。ヘルパー養成講座等の検討はしていないのか。

< 高齢福祉課長 >

小規模多機能型居宅介護は平成 26 年度計画 5 箇所に対し整備 5 箇所。また、認知症対応型共同生活介護は平成 26 年度計画 8 箇所に対し整備 7 箇所である。ヘルパー養成講座の実施は考えていない。ヘルパーの資格取得は平成 25 年 4 月から初任者研修の受講が必要で、研修過程を終了しないと取得ができない。長寿社会づくりソフト事業は、初任者研修カリキュラムの一部を抜粋し、約 30 時間程度の講座を開催する。

< 苗村委員 >

小規模多機能型居宅介護の計画は既に達成しているが、今回の補正は第 6 期介護保険事業計画に係る整備なのか。

< 高齢福祉課長 >

第 5 期計画に係る整備である。

< 苗村委員 >

第5期計画以外に整備を行うのか。

< 高齢福祉課長 >

その通りである。2月に開催した亀岡市いきいきプラン推進協議会において、平成26年度で小規模多機能型居宅介護1箇所と認知症対応型共同生活介護1箇所について整備実施の承認を得ている。

[理事者退室]

~ 11 : 10

[自由討議]

< 苗村委員 >

長寿社会づくりソフト事業について、ヘルパーがどの程度不足しているのかを知りたい。約30時間の講座を開催し、ボランティアとして要請するのだが、ヘルパーが不足しているのならば、地域支援事業等を充実させるべきである。

< 酒井委員 >

ヘルパーを増やすのではなく、ボランティアを増やすのであれば、まずボランティア活動がしたい人材の掘り起こしが必要である。ヘルパーの資格は取れないが同様の講座を行うだけであれば難しいと思う。人材の掘り起こしをどう考えているのか。

< 眞継副委員長 >

この先、日本全国でヘルパーが数十万人単位で不足すると言われており、全て介護保険の適用される施設で働くとなると、そちらがパンクする可能性がある。身内の中に1人でも生活支援に携われる環境を作るのであれば意味がある。今後、市が1人のヘルパーを要請するために費用をかけて事業を行うのは難しいと感じる。

< 竹田委員 >

今後が始まる介護予防の中で、地域の中で少し知識を持っている方に担ってもらおうとする動きだと考える。ヘルパーの資格を持っている人は、市内にもたくさんいるが、条件が悪いので働いていない方が多い。今回の長寿社会づくりソフト事業は、一定知識の習得になるのではと感じる。

< 藤本委員 >

ヘルパーが不足しているなら、ヘルパー資格を持ち働いていない人材の掘り起こしと、ヘルパー養成事業が必要である。

5 討論～採決

[討論]

なし

[採決]

第 1号議案	挙手	全員	可決
第 2号議案	挙手	全員	可決
第12号議案	挙手	全員	可決

< 立花委員長 >

委員長報告について、請願審査の内容を盛り込んで次の委員会で確認を願うこととし、字句等の整理は、正副委員長に一任を願う。

< 藤本委員 >

市立病院の医療事故については、今後の対応の万全を期すと入れてはどうか。

< 立花委員長 >

文言を入れることとする。

< 全員了 >

~ 11 : 25

6 その他

< 立花委員長 >

5月12日に開催した秘密会で、市立病院から6月定例会提出議案の概要について説明を受けたが、6月定例会の議案として提案され、委員会での議案審査を終えたことにより、秘密性がなくなったので秘密会を解除する。

< 全員了 >

児童虐待及びいじめ防止条例について

< 立花委員長 >

総務文教常任委員会が5月に千葉県柏市で児童虐待及びいじめ防止条例について視察を行い、総務文教で条例の制定を検討している。いじめ防止は総務文教が所管、児童虐待は環境厚生が所管になるため、合同委員会で検討できないか吉田委員長から提案があった。その件について各委員の意見を確認する。

< 酒井委員 >

環境厚生で取り上げたテーマの一つであり、提案のとおり合同委員会で検討できればと考える。

< 藤本委員 >

条例は必要である。条例制定に向けた合同委員会に賛成する。

< 苗村委員 >

条例を制定することは賛成。ただし条例の制定には市民との議論が大切であり、急いで条例を制定するのではなく、慎重に行うべきである。

< 竹田委員 >

総務文教が議会提案の条例制定に向けて動いているのであれば賛成。ただし環境厚生では、このテーマについて議論ができていないので、合同で行うのであれば他のテーマをやめて、このテーマに集中すべきである。

< 西口委員 >

環境厚生で議論ができていない中で、合同で行うのは慎重に考えるべきである。議論を重ねた上で判断をすべきである。

< 井上委員 >

少し考えたい。

< 藤本委員 >

時間的に今期中の条例制定は難しいのではないか。

< 立花委員長 >

この件については「アユモドキ保全活動としての外来魚リリース禁止について」執行部から報告を受けた後で、再度検討を行う。

~ 11 : 37

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

あいさつ

アユモドキ保全活動としての外来魚リリース禁止について

<環境政策課長>

資料に基づき説明

～ 1 1 : 4 4

[質疑]

<西口委員>

京都府の考え方と具体的な方向性は。

<環境政策課長>

府の自然環境保全課は、今後水産課へ働きかけ、前向きに取り組むと考えている。保津川漁業協同組合は、内水面漁業委員会規則で鯉は鯉ヘルペスで移動の禁止をしており、それと合わせてリリース禁止の取り組みができると考えている。全国の13都道府県では内水面漁場管理委員会指示によるオオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどのリリース禁止を行っているが、多くは東北から関東が中心で、西日本では鳥取県、広島県、佐賀県の3県である。滋賀県は滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例で、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどのリリース禁止を定めており、回収ボックス58箇所、回収いけす30箇所を設置している。

<西口委員>

取り組み時期について、早期に実施されるのか。

<環境市民部長>

外来魚対策は、アユモドキ保護の取り組みで大きなウエイトを占めるものであり、環境省も直轄事業でため池からの外来魚流出防止事業を行っている。市はアユモドキの生息河川に入り込んでいる外来魚を駆除している。京都府下でリリース禁止の規制を行うには調整が必要で、リリース禁止の規制に向けた推進と並行して駆除活動が必要だと考えている。

<西口委員>

業者が亀岡市のため池に外来魚を放流し、沢山釣れると案内している。情報の共有として知っておいて欲しい。

<井上委員>

釣り人は外来魚を釣った場合にどうしているのか。

<環境市民部長>

特定外来生物に指定されており、持ち運びができない。生きた状態で運ぶと法律違反になるためリリースをしているだろうと推察する。

<井上委員>

放流時に現行犯逮捕をしないと処罰の対象にならないのか。

<環境市民部長>

密放流は現行犯でないと規制できない。

<井上委員>

駆除活動と回収ボックス等の設置を両立して行うような取り組みを願う。

<西口委員>

現在は駆除活動の成果により、外来魚は減少し在来種が増加しているが、他の河川にもアユモドキが生息している可能性があるため、全域的な外来魚リリース禁止を願う。

児童虐待及びいじめ防止条例について

< 立花委員長 >

合同委員会の検討について、総務文教は今期中の条例制定を明確にしていない。

< 眞継副委員長 >

合同委員会の提案は、2年前に東京都豊島区に環境厚生が子どもの権利条例について視察した際に所属していた委員が、現在の総務文教に所属しており、豊島区の視察内容が活かせるので、合同委員会で検討をしないかというのが理由である。ただし2年前に視察した委員もいるが、委員構成が変わっているため、全員が同じスタートラインに立っている訳でない。合同委員会を行うのであれば、総務文教に追いつくための努力が必要である。

< 井上委員 >

具体的にどの部分が環境厚生の所管になるのか。

< 立花委員長 >

いじめ防止は文部科学省で総務文教の所管、児童虐待は厚生労働省で環境厚生の所管になる。

< 藤本委員 >

総務文教からの提案は、各委員会から数人ずつ出し合い特別委員会を立ち上げるといった内容なのか。

< 事務局 >

総務文教常任委員会からの提案は、総務文教と環境厚生の合同委員会、数人ずつ出し合う形での特別委員会、政策研究会の3つの方法で、そのうちについて環境厚生の意見を確認している。

< 酒井委員 >

総務文教で、いじめ防止推進対策委員会を作る前に条例を制定するべきでないかという質疑に対し、教育委員会は条例がある方がよいが、子どもの人権や福祉に関わるので健康福祉部と合同で行うのであればよいが、教育委員会だけでは難しいと答弁があった。委員会も縦割りでなく、一緒にできるのであれば、合同委員会や特別委員会を立ち上げ、両方の委員で検討するのがよい。

< 西口委員 >

合同委員会で検討する時間があるのか。環境厚生の月例テーマを優先するべきであり、合同で行うには環境厚生のテーマをやめるなど慎重に検討すべきである。

< 立花委員長 >

今期中で委員構成が変わり、豊島区に視察に行った委員も半分のため厳しいと感じる。今期中残り6ヶ月間あるが、7月は視察のまとめを行い、定例会を含めると、実質あと3回程度で環境厚生のテーマを検討する。その中に重要な条例検討は難しいと判断する。来年1月改選後の新たな議員で検討をした方がよいのではないかと判断する。他にも理事者とのすり合わせ、市民からのパブリックコメント等もある。各委員の意見から合同委員会は難しいと判断する。

< 酒井委員 >

難しいと感じる委員が多く、合同委員会は無理だと考えるが、委員構成の変更や、任期が残り少ないことで検討しないのであれば任期は4年しかなく何もできない。数人ずつ出し合う特別委員会について環境厚生として検討ができれば、3項目ある

テーマのうち1項目を特別委員会に分けることになり、環境厚生としても充実するのではないか。

<立花委員長>

特別委員会は条例で定められた委員会なので、環境厚生だけでなく全議員を対象にした議論が必要である。総務文教との合同委員会については行わないこととする。

<全員了>

～ 12 : 15

<休憩 12 : 15 ~ 12 : 20 >

議会だよりでの委員会報告内容について

<立花委員長>

意見はあるか。

<西口委員>

請願審査を大きく掲載すればどうか。

<立花委員長>

請願審査を大きく掲載し、あとは審査した内容の項目を一通り掲載する。

<全員了>

次回月例開催について

<立花委員長>

次回の月例について、7月22日か24日でどうか。

<酒井委員>

月例について定例会中は開催しない、また開催は月1回とするより、テーマの詳細を決定し、そのために必要な回数を開催するとして、現在7月22日と24日が空いているのであれば、両日開催すればどうか。

<西口委員>

現在は空いているが、今後予定がはいる可能性がある。

<酒井委員>

都合悪くなる可能性があるなら別だが、今後の月例は月1回だけでなく週1回の開催もためらわずに行わないとテーマが片付かないと考える。

<立花委員長>

次回の月例開催は7月22日(火)午前10時とする。次回の開催時に7月にもう1回開催が必要となれば、改めて日程設定を行う。

<全員了>

<事務局>

9月定例会決算審査について、各分科会において事務事業評価の対象事業を3項目程度選定する必要があるので、閉会中に選定を願う。

<藤本委員>

環境厚生テーマについて、正副委員長で今後のスケジュール作成を願う。

<立花委員長>

スケジュールを作成し委員会に提示する。

散会 ~ 12 : 32